

呉市

中小企業の 人材育成を 応援します！

呉市雇用促進協議会では、中小企業者の経営者又はその従業員が業務に必要な技術、技能又は知識の習得を図るために必要な各種研修制度を利用した市内の中小企業者に対し、その経費の一部を助成します。



補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 中小企業者である者
- (2) 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている者
- (3) 市税の滞納のない者
- (4) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの。

補助対象経費

受講料（テキスト代を含む）

補助率

1/2以内（千円未満切捨て）

補助金限度額等

1事業者につき、20万円

補助対象事業

- (1) 中小企業大学校広島校、公益財団法人ひろしま産業振興機構、広島テクノプラザが開講する、企業を対象とした在職者向けセミナー
 - (2) (1)と同等と認められるもの
- ※なお、国、広島県その他の機関から補助金等の交付を受けて受講する研修は補助対象とはなりません。

申請

- (1) 申請期間
令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで
受講申込み締切日又は最初の受講日のどちらか早い日の概ね1週間前には、提出をお願いします。
予算額に達し次第、申請の受付を終了します。
- (2) 審査の上、決定して文書で通知します。
※申請書類については、呉市ホームページからダウンロードできます。

交付 申請書

添付書類

- ① 商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）の写し。個人事業主にあつては、個人事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料
- ② 補助対象事業に係る申込書等の写し
- ③ 市税の滞納のない証明書の写し
- ④ 中小企業者の従業員数が確認できる資料
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑥ その他

【お問い合わせ・申込先】

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市雇用促進協議会（呉市商工振興課内）
TEL.0823-25-3308 FAX.0823-25-7592 HP.<https://www.city.kure.lg.jp/>

呉市 人材育成

検索

